

北海道公安委員会の行う聴聞等及び弁明の機会の付与に関する規則

北海道公安委員会規則第8号

平成6年9月30日

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条第2項の規定に基づき、北海道公安委員会の行う聴聞等及び弁明の機会の付与に関する規則を次のように定める。

北海道公安委員会の行う聴聞等及び弁明の機会の付与に関する規則

（趣旨）

第1条 北海道公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）が法令の規定に基づいて行う聴聞等（聴聞及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項（同法第104条の2の2第6項及び第107条の5第3項において準用する場合を含む。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条第5項に規定する意見の聴取をいう。以下同じ。）及び弁明の機会の付与に関する手続については、他の法令に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（主宰者等の指名）

第2条 行政庁が主宰者として指名する警察職員は、警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する職務にあるその他の職員とする。

2 行政庁が弁明の機会の付与を口頭により行う場合に弁明録取者として指名する警察職員は、巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する職務にあるその他の職員とする。

（方面公安委員会等の報告）

第3条 方面公安委員会又は北海道警察本部長は、聴聞等を実施し処分を決定したときは、速やかに、聴聞等の実施及び処分結果報告書（別記様式）により、北海道公安委員会に報告しなければならない。

2 方面本部長は、聴聞等を実施し処分を決定したときは、速やかに、聴聞等の実施及び処分結果報告書により、方面公安委員会に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

2 北海道公安委員会及び方面公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（昭和42年北海道公安委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成12年北海道公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式省略